

1 総 論

1. 令和5年度主要施策について

〈国の予算・財政動向〉

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」に沿って、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向けた人への投資、科学技術・イノベーション、GX（グリーン・トランスフォーメーション）・DX（デジタル・トランスフォーメーション）といった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現による新しい資本主義の加速、外交・安全保障環境の変化への対応や、防災・減災、国土強靱化等、国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題について、必要な予算措置を講じることで、我が国経済を持続可能な一段と高い成長経路に乗せていくことを目指すとされた。これらの方針を踏まえて、歳入では、法人税や消費税などが好調なことから、6.4%増の69兆4,400億円と過去最高の税収を見込んだ一方、新規国債発行額は3.5%減の35兆6,230億円と2年連続で減少となった。歳出では、防衛費に加え、社会保障関係費、少子化対策、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、防災・減災対策への充実に向けた施策に重点配分がされた。

地方財政対策においては、一般財源総額は62兆1,635億円（対前年度比1,500億円、0.2%増）が確保され、地方交付税の総額は18兆3,611億円となり前年度並の水準が維持された。交付税水準が確保されたことに伴い、一般財源不足を補填する臨時財政対策債は、9,946億円（対前年度比7,859億円、44.1%減）と大幅に抑制された。地方債計画については、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び脱炭素化並びに地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の上昇を踏まえ、5,400億円（対前年度比200億円、3.8%増）が計上された。

国は、物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援として、11月に補正予算の編成を行い、重点支援地方交付金による低所得世帯向けの支援や電気・ガス・燃料油価格激変緩和措置に対応する予算計上を行った。国の補正予算編成に伴い、町では、低所得世帯を対象とした物価高騰対策支援金等の給付事業や、重点支援地方交付金関連事業として、商品券の発行事業などを補正予算により実施した。

〈町の予算と財政状況〉

町の財政状況については、町税収入は上向き傾向にあるものの、地方交付税に大きく依存する財政構造に変わりはなく、社会保障関係経費をはじめ、企業会計等への繰出金、広域連合への負担金等により財政の硬直化を招いて

おり、厳しい財政運営が続いている。

令和 5 年度一般会計並びに特別会計予算は、通常型の予算編成を行い、過疎対策事業債・辺地対策事業債などの町債は、起債申請時に予算化が求められていることから実施計画に基づき計上した。

令和 5 年度一般会計当初予算は 40 億 9,800 万円、対前年度比 1 億 8,200 万円、4.6%の増額となった。地方交付税等不明確な財源もあり、各種基金の繰入や臨時財政対策債の発行を見込みつつ、一部事業を補正予算対応とした。また、特別会計 3 会計の総額は 4 億 3,000 万円となった。(別表参照)当初予算における実施計画 269 事業の予算計上の状況は、237 事業を当初予算計上、残る 15 事業を補正対応とし、1 事業を見送りとした。

このほか、令和 4 年度事業のうち、一般会計では、町道妻籠町中線道路美装化事業など 19 事業、2 億 4,750 万円を繰越事業で実施した。

一般会計の最終予算額は 44 億 9,971 万円で、前年度の最終予算額 42 億 6,277 万円に比べ 2 億 3,694 万円の増となった。これは、木曽寮建設事業に伴う木曽広域連合の分担金の増額が主な要因である。

なお、一般会計では、町道中山道災害復旧事業など 20 事業の 3 億 5,445 万円を令和 6 年度に繰越すこととした。

一般会計の起債残高は 38 億 7,100 万円(前年度 38 億 6,100 万円)となり、企業会計を含む令和 5 年度末の起債残高は 52 億 8,800 万円(前年度 54 億 2,300 万円)となった。

起債残高については、これまでの計画的起債発行と繰上償還などによって 10 年前の 63 億円から 53 億円まで縮小することができたが、老朽化している公共施設の更新等が必要であることから、大きな起債発行が予測される。

令和 5 年度決算における実質公債費比率(3 年平均)は 8.9%(前年度 7.6%)と 1.3 ポイント増加、令和 5 年度単年度では 11.2%と 10%を超える状況となっている。今後さらに、木曽寮建設事業や街並み環境整備事業等、大型事業の償還が始まることから、実質公債費比率は増加する傾向にある。

また、経常収支比率は対前年度比 0.7 ポイント増の 83.0%(前年度 82.3%)、財政力指数は対前年度比 0.004 ポイント減の 0.227(3 年平均)となり依然、財源に余裕のない硬直化した財政構造の状況となっている。

第 10 次総合計画を実現するためには、後年度に交付税措置される有利な起債の発行は必須であるが、一方で町債発行が公債費負担をさらに増加させ財政を圧迫することが予測される。このため、事務経費の削減、事業の重点化と平準化を図り、将来にわたって基礎的財政収支の均衡が保てるよう、計画的かつ効率的な行政運営と健全な財政運営に努めなければならない。

令和 5 年度に実施した主要な施策・事業(令和 4 年度繰越事業を含む。)について、以下、第 10 次南木曽町総合計画に基づく施策体系に沿って報告する。

（１）定住化から元気を

①快適な社会基盤のあるまちづくり

道路交通関係では、地域再生計画（道整備交付金）に基づき町道川向椰野線高瀬橋架設事業（県代行）を推進するとともに、蘭広瀬線舗装修繕工事、妻籠街中線美装化工事（恋野地区）、蘭線道路改良工事、与川線道路改良工事、橋梁長寿命化計画策定業務を実施した。令和４年度繰越分では、天白川向線防災工事測量設計、荒神線舗装工事、蘭線道路改良事業補償事業、与川線改良工事詳細設計、大原線道路改良設計工事、田立駅跨線橋修繕事業補修設計等を実施した。なお、妻籠町中線美装化工事（尾又地区）は、蘭川の災害復旧工事（県営）を優先したため事故繰越となった。除雪対策事業では、除雪実施判断を除雪事業者に見直して、迅速で円滑な対応ができた。

住宅対策では、町営住宅改善事業として、ユーアイ住宅神戸ハイツ（２棟４戸）、特定公共賃貸住宅天白団地（１棟６戸）を行ったほか、町営住宅中折団地（１棟１戸）の除却工事を実施した。また、定住促進を図るため読書神戸地区及び田立元組地区で宅地造成事業による用地購入を行い、神戸地区は移住体験施設への活用、元組地区は宅地造成事業の測量設計を実施した。

公共交通関係では、地域公共交通協議会を開催し、地域バス、デマンドタクシー、乗合タクシーを運行した。木曽病院線については、引き続き有償予約制乗合タクシーを運行した。また、インバウンド観光客の利便性向上と運転手の業務改善を図るキャッシュレス化の取り組みとして、南木曽町観光協会における乗車券販売やモバイルチケットを導入した。

水道関係では、与川地区で簡易給水施設の向田水道と柿平水道との統合工事（令和４年度繰越事業）を実施したほか、７地区の水道施設の整備事業に助成した。簡易水道事業では、設備更新工事を実施し適正な水質管理に努めるとともに、リニア中央新幹線工事計画に伴う水道水源予備的措置において、水道管布設工事（第１工区～第８工区）を完了し、仮設浄水場設置工事（令和６年度へ繰越）を発注した。

下水道関係では、各事業会計で施設管理を行いながら、引き続き浄化槽市町村整備推進事業を推進し６基の合併浄化槽を整備した。

環境衛生関係では、ポイ捨て防止監視員による町内パトロールを継続して実施するとともに、新規に生ごみ処理機等の購入費助成事業を実施した。

防災関係では、南木曽町地域防災計画について、防災会議を開催し国県の計画を参考に改訂するとともに、ハザードマップを更新した。６月の台風及び７月の豪雨に対し、災害警戒・対策本部を設置して、被災箇所の確認作業等にあたった。令和６年１月に発生した能登半島地震の被災地支援にチームながのとして職員を派遣した。

新型コロナウイルス感染症への対応では、感染症法上の位置付けが５月８日から第５類に引き下げられたことに伴い、「南木曽町新型コロナウイルス

感染症対策本部」から、「感染症警戒本部」に移行した。

交通安全協会と連携し、前年に引き続き死亡事故ゼロを継続することができた。防犯協会は解散し、その活動は町が継承することとなった。

消防関係では、昨年から消防団の組織改編の協議が行われ、令和6年度より組織体制が見直しされることが決定した。また、団員の処遇改善に取り組むとともに、基本団員の定年を45歳から49歳に、機能消防団員の定年を49歳から55歳にそれぞれ延長された。

空家対策では、空家対策総合支援事業により移住体験住宅の改修設計・耐震診断を行った。町の空家利活用推進補助金を拡充し、新たに空家・空き店舗を事業所として活用する場合も補助対象とした。また、空き家の有効活用をさらに進めるため、全国版空家バンク、楽園信州空家バンクへの公開を開始した。

リニア中央新幹線については、住民リスクの低減を図るため「南木曽町リニア中央新幹線対策協議会」を開催し、広瀬・尾越工区の工事進捗状況や水道水源予備的措置、発生土置場、JR東海との確認書等に関し協議を行った。JR東海等とは、「工事車両の通行」、「発生土置き場の管理」、「水資源への対応」、「水道水源予備的措置の運用」に関する確認書を締結した。

住民課関係では、マイナンバーカードを活用した諸証明のコンビニ交付サービスを令和6年2月から開始した。

②元気とうるおいのあるまちづくり

地域おこし協力隊については、第10期隊員2名を採用し7名となったが、1名が退任し6名での活動となった。本年度は、南木曽の魅力発信・空家再生事業・空家バンクの運営・南木曽ろくろ細工の技術継承等に取り組んだ。

移住定住対策では、宅地造成事業や空家バンク、子育て支援事業とともに、移住定住に関する情報発信相談事業を行った。「南木曽に住もう」、「移住者の声2023」を移住希望者へ配布するとともに、木曽広域やふるさと回帰センター等の関係機関と連携し移住相談に対応した。空家の相談も含め70件の相談があった。また、地元の企業への就業を後押しするUIJターン就業・創業移住支援事業や結婚と結婚後の生活を支援する結婚支援事業を実施した。

大学の知識と人材をまちづくりに活かす取り組みとして、名城大学と名古屋外国語大学と包括連携協定を締結している。名城大学では経済学部新入生の妻籠宿デイハイクや南木曽中学校3年生の学習支援、名古屋外大では蘇南高校生や若者まちづくり会議との交流、インバウンド観光のフィールドワーク・地域バス乗り方ガイド（外国人向け動画）を作成した。

ふるさと南木曽応援寄付金は、返礼品の登録について商工会に委託した効果もあって順調に登録数を増やしている。寄付額は昨年度を下回ったものの、寄付金は町誌作成、観光地整備、災害備蓄品等13事業に活用された。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業（物価高騰対応含）では、地域応援商品券給付事業、学校給食費負担軽減事業、肥料・飼料・農薬高騰対策等 11 事業を実施し、住民の生活と経済活動に支援を行った。

農業振興では、経営所得安定対策として蕎麦や大豆など有利な作物への転作推進、中山間地直接支払制度(26 集落協定)による維持管理が実施された。軽トラ市場や野菜自動販売機、学校給食食材利用等の地産地消を推進した。

農村整備では、維持適正化事業「向田水路」、防災減災事業「上越野跨線橋耐震補強設計」、耕作条件改善事業「7 か所 16.0 a」等が実施された。

林業振興では、民有林、町有林の整備と搬出間伐を推進したほか、木曽広域連合森林整備推進室と連携して、森林管理制度による田立傘木地区の委託先募集、柿其中山団地の意向調査、与川川合平地区森林整備が行われた。また、林業従事者を新たに育成する事業として、4 件の助成を実施した。

森林病虫害防除対策では、松くい虫防除で北上防止対策を行うとともに、生活道路周辺の危険木伐倒を実施した。また、町内各地で被害が拡大しているカシノナガキクイムシ被害の拡大防止対策として被害木処理を行った。

有害鳥獣駆除対策では、猟友会を中心とした有害鳥獣駆除対策協議会により有害鳥獣の駆除を実施した。また、岩倉地区での緩衝帯整備、向栗畑地区での侵入防止柵設置、くくりワナ等を購入し猟友会支部へ配布した。

商工関係では、木曽地域雇用対策推進協議会や木曽地域就業促進・働き方改革戦略会議等を通じて、木曽地域における産業人材の確保や学生の木曽地域への就業促進に取り組んだ。また、中小企業の経営基盤確立のため、制度融資に係る斡旋を、商工会、信用保証協会、金融機関と連携して実施した。

観光関係では、ミツバツツジ祭り、工芸街道祭り、文化文政風俗絵巻之行列、氷雪の灯祭等、アフターコロナを迎えほぼ通年どおり開催された。観光施設整備では、田立の滝登山道、南木曽岳登山道、柿其溪谷遊歩道などの整備を行った。観光客の入込数は前年比 130%・481,900 人となり、令和元年の 78%までに回復した。南木曽駅における外国人利用者は前年比 673%・38,623 人で、インバウンド観光客が大きく伸びている。（元年 30,190 人）

広域連携においては、伊那路木曽路広域観光連携事業、尾張藩連携事業、日本遺産連携事業などを推進したほか、「中津川・塩尻・木曽・下伊那広域連携 SDG s 推進協議会」を設立し、リニア開業を見据えた取り組みを進めることとなった。南木曽町観光協会では、音声ガイドアプリの本格運用を開始するとともに、持続可能な観光地づくり推進事業のモデル地域に選定され調査研究を行った。

リニア中央新幹線開業の効果を最大限に活かす指針として策定された「南木曽町リニア活用基本構想」を、より具体的に進めることを目的に「南木曽町リニア活用検討委員会」が設置された。

（２）元気に育てなごそっ子

郷土を愛し主体的で創造的な「なごそっ子」を育むためには、豊かな自然や伝統文化に根差した体験学習や探求的・協働的な学びが必要です。このため、こども園・小中学校・蘇南高校が連携して、教職員の合同研修や園児・小中学生・高校生が交流し学び合う体験活動・学習支援を実施している。

開園２年目のなごそこども園では、保育計画に基づき自然の中での遊びや体験活動を推進した。また、保護者アンケート等により保育ニーズを把握するとともに、評価分析を行い幼児期の教育・保育の質の向上に取り組んだ。本園では、林業関係者の協力を得て木育に取り組むとともに、勝野眞言先生のワークショップ等を実施した。未満児保育は、田立園・蘭園ともに希望が無かったため、本園のみで受け入れた。田立園では、「おやこのひろば」や「一時預かり」を実施し保護者の子育て相談にも応じた。そのほか、療育支援事業や放課後子ども教室、子育て応援給付金等の事業を実施した。

学校教育では、学校・家庭・地域との連携を図りながら、学習指導要領及び各学校の教育計画に基づき教育指導が行われた。地域移行が求められている中学校の部活動については、NPO 法人南木曾チャレンジクラブと連携し支援を継続した。教員不足への対処として、町費の講師や学習支援員を配置し教育支援の充実に努めた。また、これまで町基準でクラス編成をしてきたが、教員の確保が困難なことから、県基準のクラス編成にすることを教育委員会で確認し、令和６年度のクラス編成から適用した。全国的に増加している不登校児童生徒の学びを支援するため、学校外の中間教室を南木曾会館において試行的に実施した。給食食材費の保護者負担を軽減するため、児童生徒一人当たりの保護者負担を３万円とした。

蘇南高校については、蘇南アカデミーや ICT 学習教材に対する助成、下宿運営補助等を引き続き行い、カナダへの海外語学研修への助成を行い蘇南高校の魅力づくりに努めた。また、中学校２年生３年生を対象に語学研修の報告会を実施し、蘇南高校の魅力を伝えた。

（３）健康で元気なハッピーライフ

地域包括支援センターでは、住民との協働による介護予防・地域づくり事業を進めるため、事業委託している社会福祉協議会、NPO 法人なごそ福祉会と連携して、パワーアップ教室・認知症カフェの運営支援、介護予防サポーター・地域支え合い担い手養成等の支援を行い介護予防を推進した。また、「自助・互助・共助に対する住民意識調査」を実施し、「南木曾町高齢者福祉計画」を策定した。松塩筑木曾老人福祉施設組合が検討している組合施設のあり方については、「木曾あすなろ荘」の定員維持、施設存続を要請した。

福祉関係では、民生児童委員協議会等と連携し、引き続き高齢者の在宅福祉事業、地域活動支援センター等の障害者地域生活支援事業、ひとり親家庭

の支援など地域住民の生活支援を行った。また、「南木曾町障害者福祉計画」を策定した。新型コロナウイルス感染症や物価高騰により生活に大きな影響を受けた住民税非課税世帯等や福祉施設に支援金を給付した。

新型コロナウイルス感染症対策では、感染症法の位置づけが第5類に変更されたが、ワクチン接種は引き続き予防・重症化対策として、無償で実施された。この特例臨時接種は令和6年3月で終了した。

医療の確保・子育て支援では、高校生までの福祉医療費の助成を継続するとともに、小児の各種予防接種については、新生児訪問・個別通知等で説明周知、さらに未接種者に対して電話等で勧奨した。子宮頸がんワクチンは、積極的勧奨が再開されキャッチアップ接種を実施した。高齢者については、各種予防接種や後期高齢者医療保険の委託を受け各種保健事業を実施した。

母子保健では、母子健診や家庭訪問を実施するとともに、不妊治療費助成事業、新生児聴覚検査助成事業、三歳児親子歯科健診を実施した。また、本年度からアピアランスケアの制度を設けたものの利用者はいなかった。

成人保健では、継続して“健（検）診受けようキャンペーン”を行い、町民健診（さわやか・いきいき・国保特定）や各種がん検診等を実施した。また、「南木曾町健康づくり計画」を策定した。

国民健康保険事業では、被保険者の健康増進と医療費適正化のため、国保特定健診等の受診勧奨に努めるとともに、保健指導による生活習慣病の予防をはじめとした各種国保保険事業に取り組んだ。

生涯学習・生涯スポーツ活動、公民館活動では、町民展・広瀬淑子特別展や Autumn Concert、前蘇南高校校長の小川先生を招いた公民館大会、軽スポーツを取り入れた分館交流スポーツ大会など、分館などと協力し積極的に事業を展開した。なぎそチャレンジクラブ設立10周年記念事業に対し、協力支援した。

文化財・保存事業関係では、史跡中山道の整備、町文化財の保護活動を実施した。等覚寺山門を町文化財に指定した。また、「南木曾町誌 追加編」の編集作業を行った。（令和6年度繰越）妻籠宿保存事業では、重伝建保存事業3棟、妻籠宿防災施設更新工事（街並み環境整備）を実施した。博物館の入館者は、アフターコロナを迎え前年度比1.45%・33,679人となった。奥谷郷土館案内人の後継者育成に向け、勤務条件の改善等に取り組んだ。

（４）みんなが元気で主役のまちづくり

コミュニティ活動では、協働のまちづくりを推進する各地区地域振興協議会との連携を図るとともに、地域づくり計画に基づいたまちづくり活動に対する助成事業を引き続き実施した。また、木曾広域連合や木曾下伊那・中津川県際交流協議会や各種同盟会等による広域行政に継続して取り組んだ。

町政の主な事業等を住民の皆さんにお知らせするため、町内7地区で町政

報告会を開催し、リニア中央新幹線工事関係、木曽あすなろ荘の定員関係、坂下診療所の現状などについて報告するとともにご意見をいただいた。

令和３年度に施工された妻籠町並み交流センターの入札において、最低制限価格を漏洩したとされる事件では、町職員及び請負事業者が公契約関係競売入札妨害罪により略式起訴をされた。これを受けて町長・副町長・教育長が給与を減額（１０分の３から１をいずれも３か月間）するとともに、関係２社に指名停止の処分を科した。その後、木曽福島簡易裁判所の略式命令により罰金刑が確定したことを受け、職員服務審査委員会を開催して職員と当時の上司を懲戒処分とした。一連の事件の確定に伴い、町では工事契約書の違約金特約条項の定めに基づき関係２社に賠償金を求め、年度内に納付がされた。この賠償金は、国庫返還金（街並み環境整備事業補助金）及び公債費（過疎債）の繰上償還金に充当することとした。

財政の健全化では、有利な交付税措置のある起債の発行に努め後年度の財政負担軽減を図るとともに、公共施設の更新や長寿命化事業などに備え基金積立てを行ってきた。今後も事務事業の見直し等による経費の削減と、公共施設総合管理計画や個別施設の長寿命化計画の実施に向けて計画的な積立てを行っていく必要がある。

健全な組織の構築運営では、地方公務員法の改正に伴い、町職員の定年年齢を６０歳から段階的に６５歳に上げるとともに、定年の引上げに伴う職員管理を行っている。町の特殊事情として、リニア中央新幹線整備事業の諸課題に対応する事務量の増加、保健師や保育士等、専門職の不足による業務過多といった状況が顕著になっている。今後も行政課題や行政需要の変化に適切に対応できるよう職員確保と業務改善に努めていきたい。

（別 表） 各 会 計 予 算 総 額 （単位：千円）

会 計 名	歳入歳出予算総額		
	当 初	最 終	補正増減
一般会計	4,098,000	4,499,716	401,716
国民健康保険特別会計	338,548	383,571	45,023
宅地造成事業特別会計	14,614	16,794	2,180
後期高齢者医療特別会計	82,372	77,258	△5,114
特別会計（計）	435,534	477,623	42,089
合 計	4,533,534	4,977,339	443,805

※令和４年度からの繰越事業については含まない。

2. 令和5年度決算について（地方財政状況調査でみる普通会計の状況）

地方財政状況調査（決算統計）については、他町村との統一性を図るため、各科目間の調整を行っているので一般会計の決算額とは異なっている。

（1）歳入の状況

歳入決算額は、4,398,189千円（0.9%、40,713千円の増：対前年度比較、以下同じ。）となった。

町税は、全体で591,953千円（0.2%、1,315千円の増）となった。各税目での増減内訳は、町民税で個人住民税が878千円の減、法人住民税が11,620千円の減となった。

固定資産税は、14,949千円の増となった。

軽自動車税は1,019千円の増、市町村たばこ税は136千円の減、入湯税は2,019千円の減となった。

地方譲与税は、62,508千円（0.6%、356千円の増）となった。

利子割交付金は、118千円（▲21.9%、33千円の減）となった。

配当割交付金は、2,184千円（19.3%、354千円の増）、株式譲渡所得割交付金は、2,166千円（65.6%、858千円の増）となった。

法人事業税交付金は、9,664千円（10.1%、888千円の増）となった。

地方消費税交付金は、配分額の決定により104,361千円（▲1.8%、1,839千円の減）となった。その内、社会保障財源分は56,452千円で民生費の老人福祉費と障害者福祉費に充当した。

自動車税環境性能割交付金は、3,519千円（24.7%、697千円の増）となった。

地方特例交付金は、2,264千円（9.1%、189千円の増）となった。

地方交付税は、普通交付税が1,891,050千円（▲2.21%、42,786千円の減）となった。

特別交付税は、164,718千円（10.4%、15,522千円の増）となった。主に、令和5年度現年災（災害復旧に係る算定費用）の増加によるものである。

震災復興特別交付税は、2千円（増減なし）となった。

自動車取得税交付金は、90千円（皆増）となった。

分担金・負担金は、2,007千円（▲5.0%、105千円の減）となった。

使用料は、新交通システム使用料、保育料、公営住宅使用料、博物館使用料、町有土地使用・道路占用料等で119,117千円（25.0%、23,837千円の増）となった。5月から新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症となりインバウンド需要の増加による、新交通システム、博物館使用料の増加が要因となっている。

手数料は、戸籍関係手数料等で2,674千円（▲10.8%、325千円の減）となった。

国庫支出金は、409,630千円（▲16.6%、81,412千円の減）となった。主な減額要因は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金（▲188,842千円）の減である。

県支出金は、173,407千円（▲22.1%、49,275千円の減）となった。主な減額要因は、現年農業用施設災害復旧事業補助金（21,138千円）の減である。

財産収入は、17,967千円（▲35.2%、9,742千円の減）となった。町有林造成事業に係る立木売払収入の減によるものである。

寄附金は、ふるさと南木曽応援寄付金等で28,853千円（▲15.8%、5,398千円の減）となった。主にふるさと南木曽応援寄付金の減である。

繰入金は、93,500 千円（▲10.5%、10,953 千円の減）となった。主な要因は、役場本庁舎改修財源とした公共施設総合管理基金繰入金（31,600 千円）の減によるものである。

繰越金は、79,226 千円（▲29.3%、32,758 千円の減）となった。普通交付税及び繰越事業費等充当財源繰越額の減によるものである。

諸収入は、164,064 千円（66.4%、65,458 千円の増）となった。主に、妻籠町並み交流センター工事に係る弁済金の増によるものである。

町債は、473,147 千円（54.0%、165,829 千円の増）となった。主に木曽広域連合による木曽寮建設に係る過疎対策事業債の増によるものである。この内、臨時財政対策債は借入限度額 11,147 千円全額の借入を実施した。

（２）歳出の状況

歳出の決算額は、4,222,488 千円（0.4%、16,373 千円の増）となった。

性質別決算で見ると、人件費は、818,157 千円（3.4%、27,022 千円の増）となった。

物件費は、587,240 千円（▲2.9%、17,714 千円の減）となった。

維持補修費は、43,813 千円（5.7%、2,354 千円の増）となった。

扶助費は、253,382 千円（▲11.4%、32,641 千円の減）となった。主に、児童福祉関係扶助費の減によるものである。

補助費等は、広域連合及び一部事務組合負担金や各種補助負担金等で 1,155,346 千円（25.2%、232,722 千円の増）となった。木曽広域連合による木曽寮建設事業の実施による負担金、物価高騰対策で地域応援商品券の発行による増等によるものである。

公債費は、473,448 千円（▲2.8%、13,686 千円の減）となった。過疎対策事業債等が償還終了より元金償還の始まった平成 30 年度分が下回ったことによるものである。

積立金は 161,331 千円（8.2%、12,295 千円の増）。減債基金、公共施設管理基金及びふるさと振興基金を事業計画に合わせて大きく積立を実施したものである。

投資・出資・貸付金は、貸付金のみ 30,500 千円（増減なし）となった。

繰出金は、118,032 千円（▲48.8%、112,504 千円の減）となった。介護保険事業及び下水道事業繰出金の減等によるものである。

なお、広域連合で行っている介護保険事業及び下水道事業について、繰出金に計上されていたが、県の指導により今年度決算から負担金へ計上することとした。

投資的経費（災害復旧事業費を含む）は、581,239 千円（▲12.3%、81,475 千円の減）となった。令和 4 年度に役場庁舎改修事業と災害復旧事業が完了したことによる減である。

(3) 財政の状況

令和5年度普通会計の歳入歳出の差引額は、175,701千円で、翌年度へ繰越すべき財源64,215千円を差し引いた実質収支額は111,486千円となり、前年度に対し23,314千円の減となった。

これは、普通交付税、国庫支出金及び県支出金が前年度より大きく減額となったものの、木曽広域連合の木曽寮建設等の投資的経費やその財源となる地方債の増によるものである。また、町税は新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症となったことにより増加傾向となり、一般財源が大きく減少せずに確保された。

*経常収支比率

歳入の経常一般財源である普通交付税は対前年度42,786千円の減となった。これにより、経常一般財源収入は、40,789千円減の2,688,165千円となった。また、歳出の経常経費充当一般財源は、24,117千円減の2,241,499千円となった。これは、普通交付税は減額となったことによるものである。

この結果、経常収支比率は、対前年比0.7ポイント増の83.0%となった。

*実質公債費比率

実質公債費比率は、普通会計の公債費に特別会計に対する公債費繰出金、一部事務組合等に対する公債費負担金、公債費に準ずる債務負担行為額を加え、その団体のすべての実質的な債務額を基本として算出するものである。

この比率が18%を超えた場合は、町債発行については従来と同じように許可が必要となり、加えて公債費適正化計画の策定が求められることとなる。また、25%を超える場合もしくは赤字比率が一定額を超える場合には、「財政健全化団体」、35%を超える場合には「財政再生団体」となり発行そのものについて制限がかかることとなる。

当町の実質公債費比率については、3年平均で8.9%（令和5年度単年度では11.2%）で前年度より1.3ポイントの増となり、単年度では前年度から3.2ポイントの増となっている。

*財政力指数

財政力指数は、令和5年度は0.227（3ヶ年平均）となり、前年度に比較して0.004ポイントの減となった。町税等の自主財源収入が低いため、地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない町の現状を示している。

(4) 財政状況の総括及び今後の対応

町の財政運営の基礎を成す自主財源である町税については、個人住民税は型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症となり経済活動が徐々に戻る傾向から増額となっている。合わせて法人住民税、入湯税も新型コロナウイルス感染症の影響から少しずつ回復の傾向がみられている。

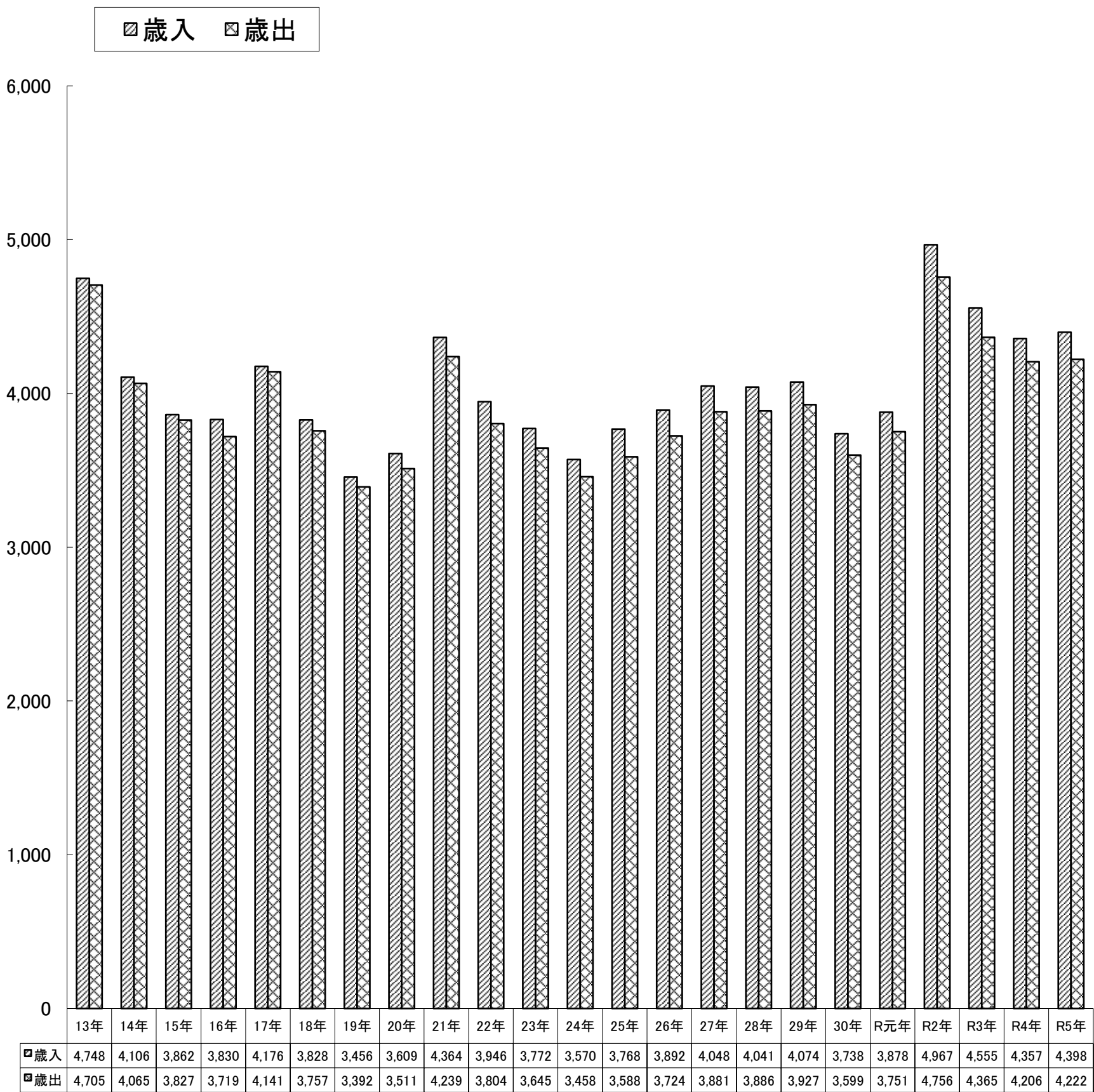
地方交付税は、国の施策として前年度同程度の予算規模を確保するという国の方針に基づき交付された状況となっている。ただし、普通交付税により財源不足が解消されているとの判断から臨時財政対策債は大幅に減額となっており、次年度以降の交付税措置額は結果的に減少することが見込まれる。さらには、人口減少や算定方法の見直しにより相当程度減少していくものと見込まれ、コロナ禍からの景気回復や物価高騰を背景に人件費、物件費や委託料等の経常経費の増加により当町の財政運営は翌年度以降も厳しさを増すものと推測される。

こうした状況の中で、国・県の補助制度をできる限り利用するとともに、自助、共助、公助による協働のまちづくりを推進し、簡素で効率的な行財政運営を確立するとともに、行政サービスと住民の負担のあり方を再構築しながら、増大する住民ニーズに応じていくことが必要である。

「第10次南木曾町総合計画」及び「地方創生総合戦略」に基づいた事業及び公共施設個別施設計画策定に伴い公共施設の計画的な維持管理・整備をする財源を確保するとともに将来負担を軽減する公債費の繰上償還を進め、事務事業において安易に経常経費の増加を招く制度設計や事業の実施を抑え、経費の削減と公債費の抑制を図り、自主財源の確保とその有効活用・重点配分に努めることで将来、町民に大きな財政負担を負わせることの無いように財政の健全化を進めることとする。

財政規模の推移

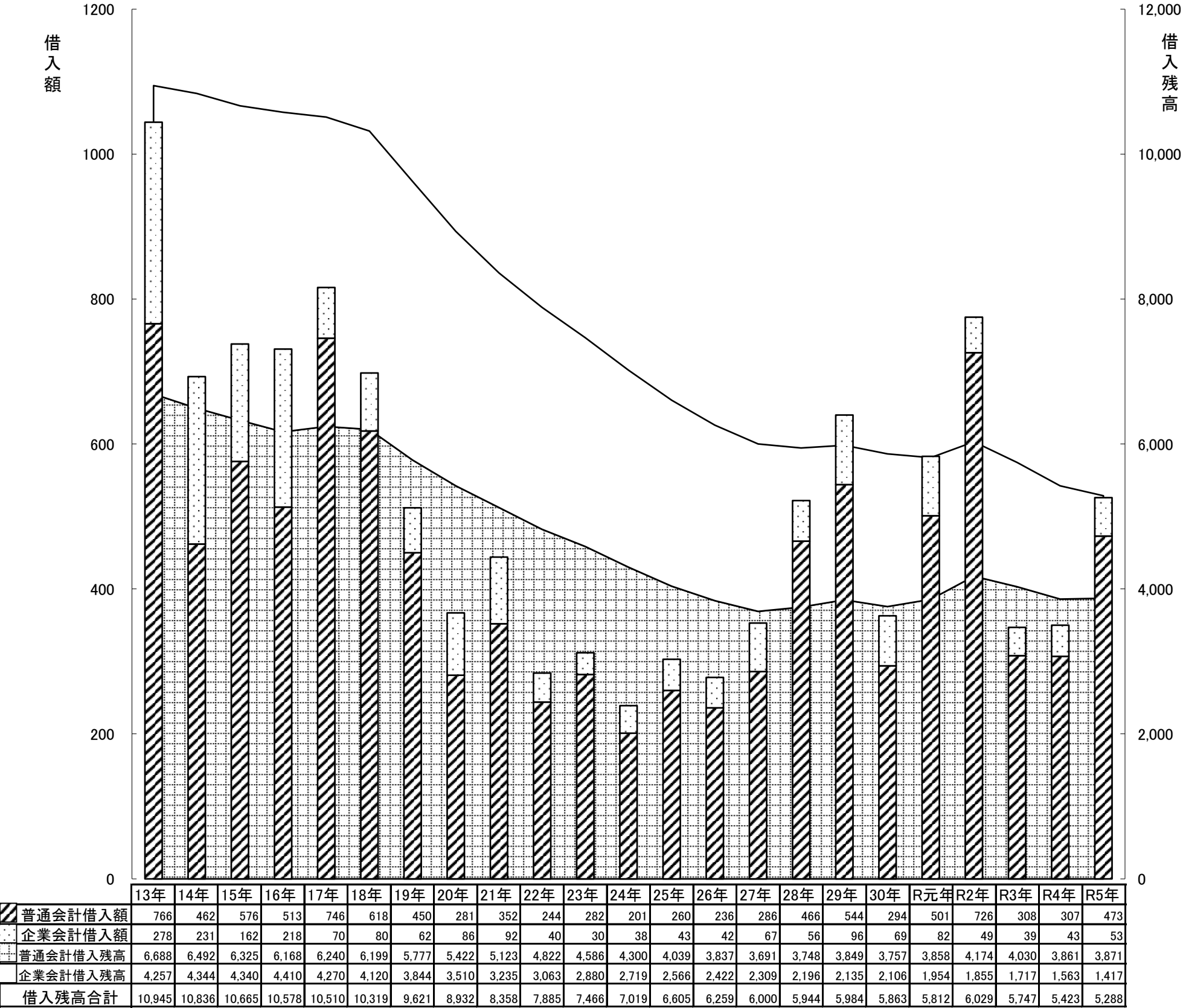
(単位: 百万円)



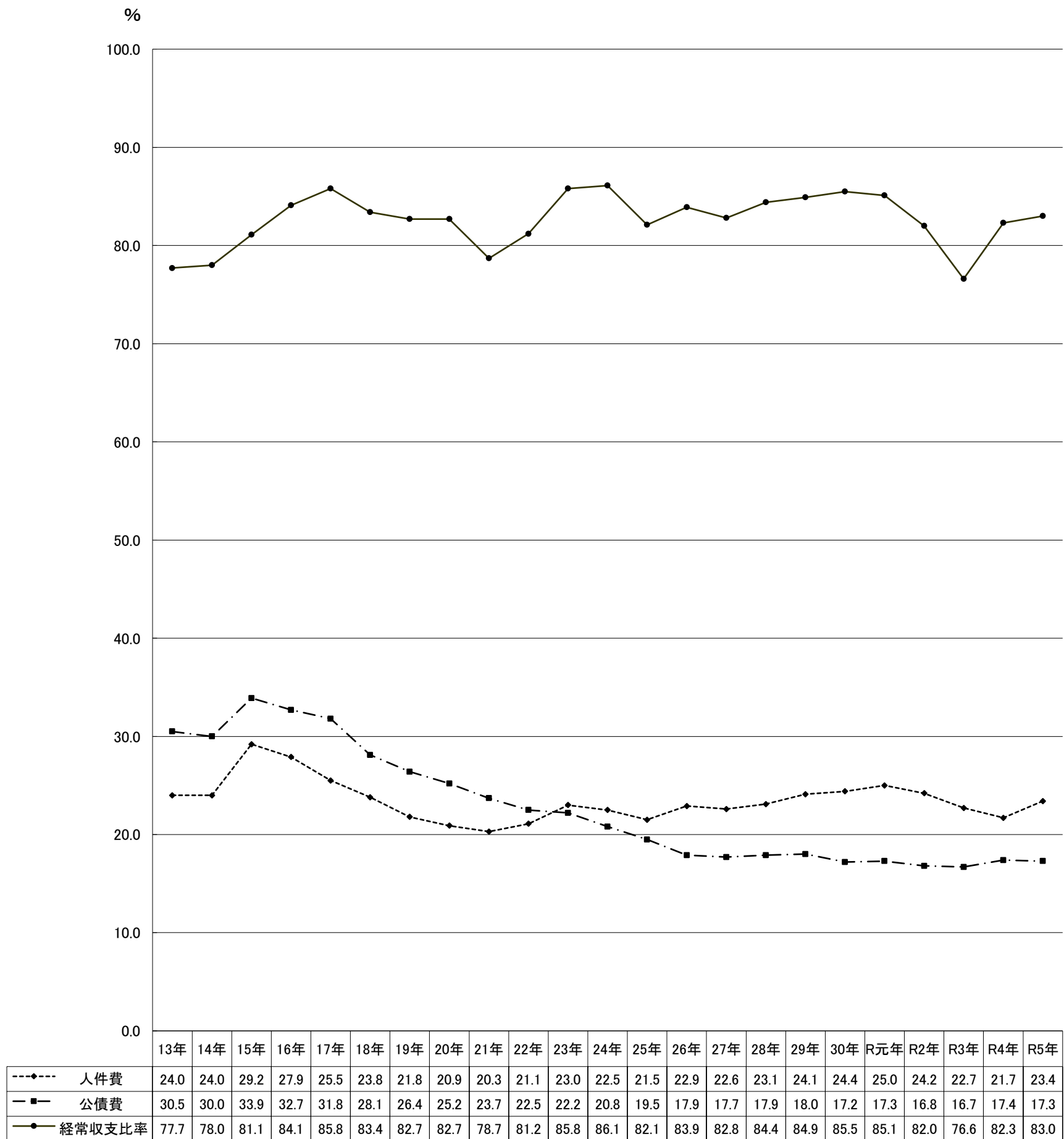
年度別借入の状況

(単位:百万円)

(単位:百万円)

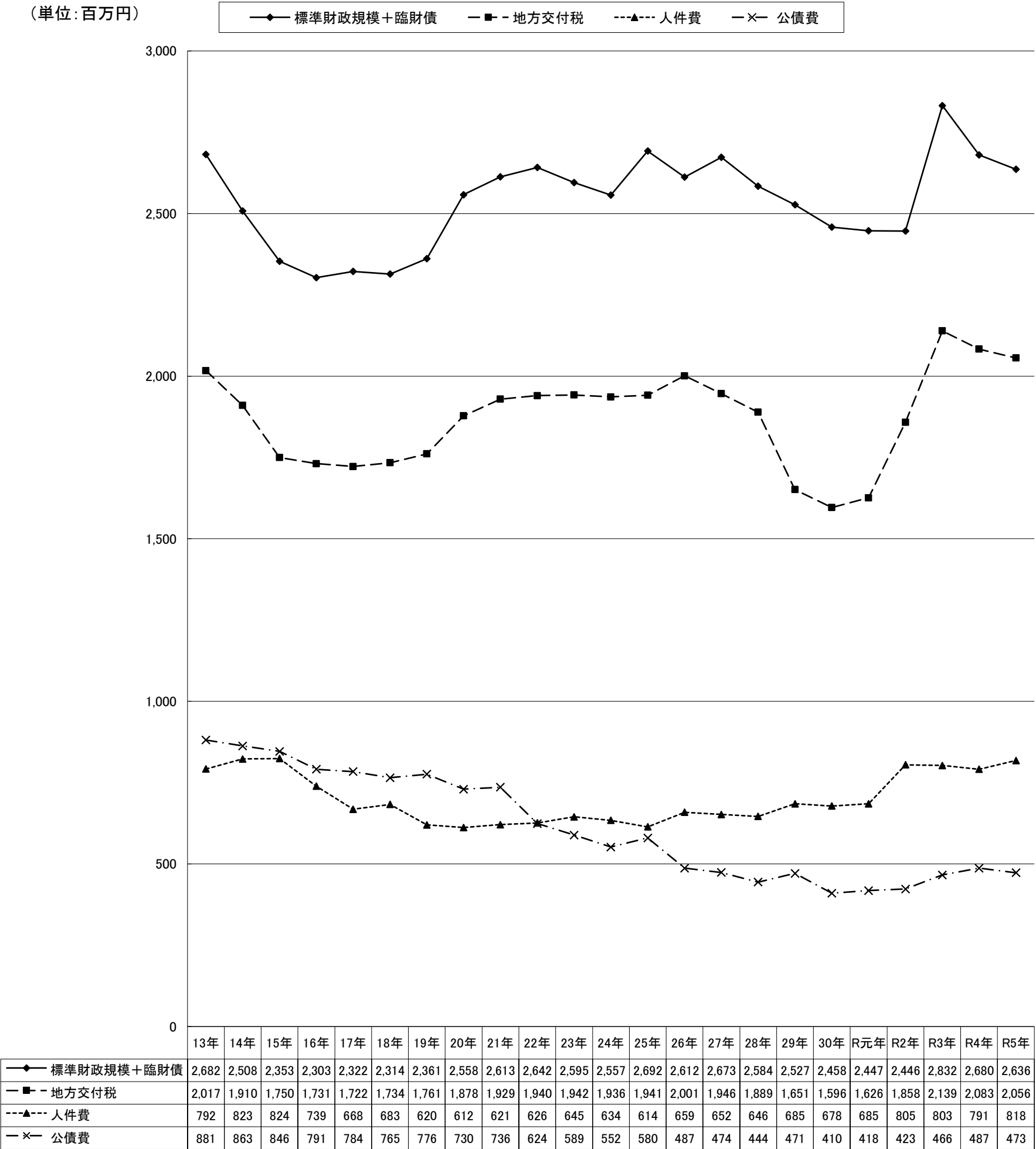


経常収支比率の推移

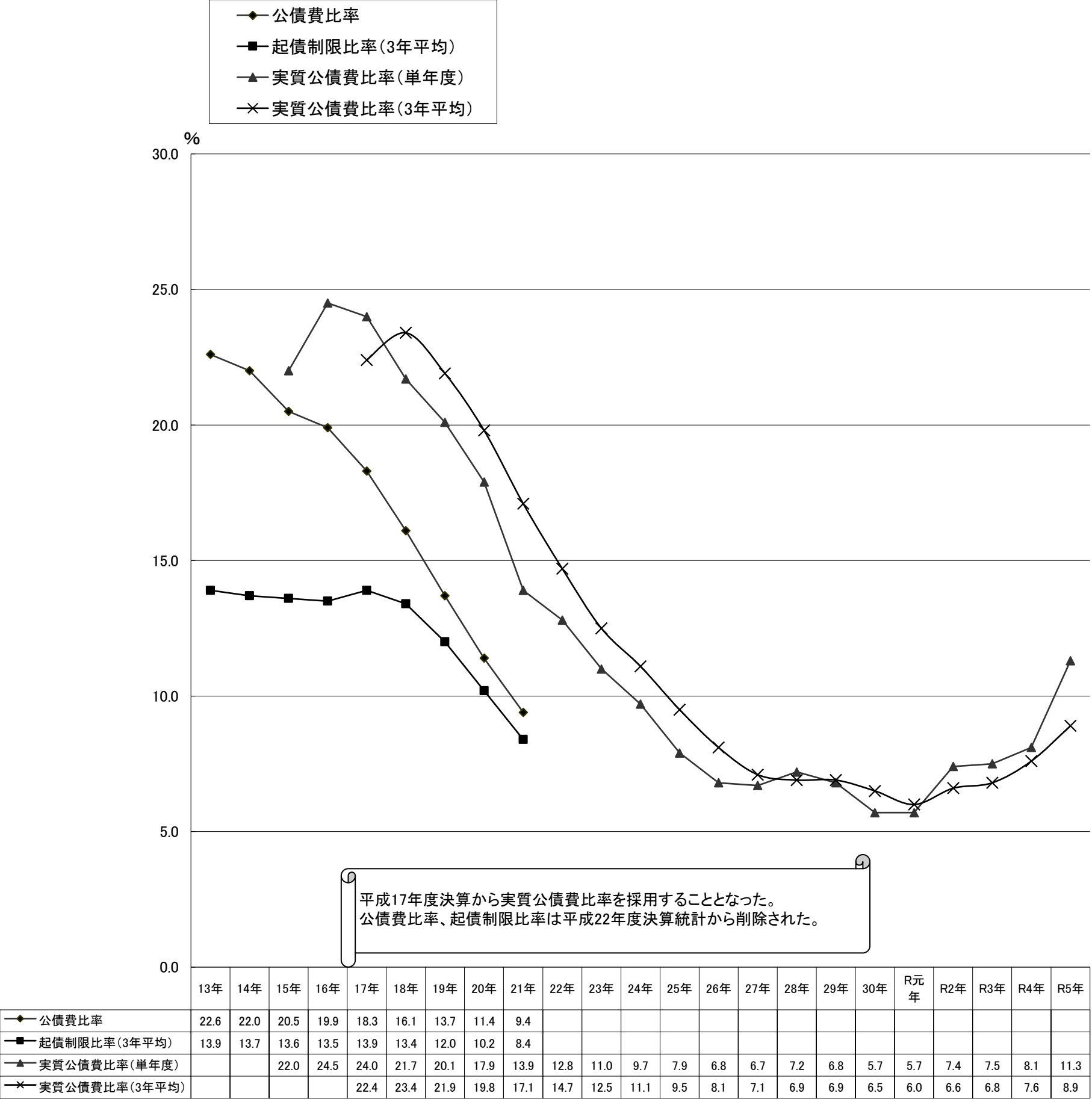


標準財政規模・地方交付税等の推移

(単位:百万円)

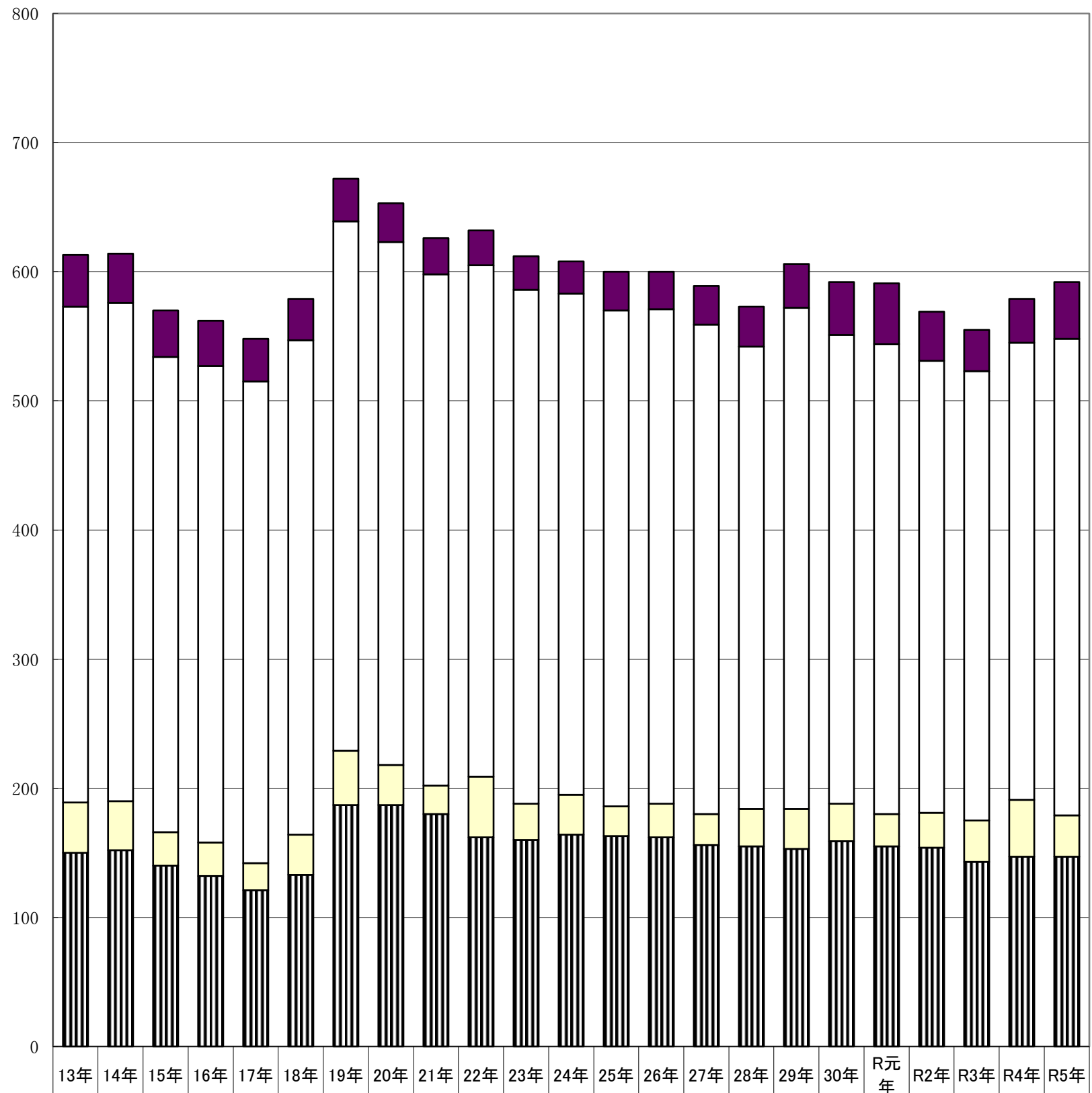


公債費比率・起債制限比率・実質公債費比率の推移



町税の推移

(単位:百万円)



	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
■その他	40	38	36	35	33	32	33	30	28	27	26	25	30	29	30	31	34	41	47	38	32	34	44
□固定資産税	384	386	368	369	373	383	410	405	396	396	398	388	384	383	379	358	388	363	364	350	348	354	369
□法人町民税	39	38	26	26	21	31	42	31	22	47	28	31	23	26	24	29	31	29	25	27	32	44	32
▨個人町民税	150	152	140	132	121	133	187	187	180	162	160	164	163	162	156	155	153	159	155	154	143	147	147